

令和元年度 社会福祉法人・施設等に対する指導監査の概況について

高知市健康福祉部指導監査課

令和元年度に実施した指導監査のうち、文書により改善を求めた指摘事項について、件数及び主な内容等を公表いたします。

1 概要

社会福祉法人及び各種社会福祉施設は、下表のとおりそれぞれの法律において定義されており、所轄庁の指導監査権限も同様に、法人・施設ごとに法律で規定されています。

これらの法人・施設に対する指導監査には、本市において年度毎に作成する実施計画に基づいて行う「一般指導監査」、運営等に問題が発生した施設等に対して随時実施する「随時指導監査」、運営等に重大な問題が認められる施設等に対して臨機に実施する「特別指導監査」の3つの形態があり、いずれも実地において行われます。令和元年度中は、一般指導監査 131 件を実施しました。

指導監査の実施頻度は、原則として2年に1回以上としており、民営保育所、認定こども園（幼保連携型・保育所型）、家庭的保育事業等（小規模保育事業・事業所内保育事業）及び母子生活支援施設は毎年実施しています。また、令和元年度は、一部の施設（幼稚園型認定こども園の一部及び地方裁量型認定こども園）を除いて、ほぼ全ての特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に対し、子ども・子育て支援法に基づく確認監査を実施しました。

なお、特別養護老人ホームに対しては、老人福祉法に基づく指導監査と、介護保険法に基づく実地指導を原則として同時に実施しています。養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（ケアハウス）についても、介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護等の指定を受けているものについては、老人福祉法又は社会福祉法に基づく指導監査に加え、介護保険法に基づく実地指導を併せて実施しています。また、障害者支援施設に対しては、社会福祉法に基づく指導監査と、障害者総合支援法に基づく実地指導を並行して実施しています。これら実地指導の結果については、「令和元年度 介護保険事業所及び障害福祉サービス事業所等に対する実地指導の概況について」を参照してください。

施設等種別	法人・施設等根拠規定	指導監査（確認監査）根拠規定
社会福祉法人	社会福祉法第 22 条	社会福祉法第 56 条第 1 項
保育所	児童福祉法第 39 条第 1 項	児童福祉法第 46 条第 1 項
幼保連携型認定こども園	児童福祉法第 39 条の 2 第 1 項 認定こども園法第 2 条第 7 項	認定こども園法第 19 条第 1 項
保育所型認定こども園	児童福祉法第 39 条第 1 項 認定こども園法第 2 条第 6 項	児童福祉法第 46 条第 1 項
家庭的保育事業等		
小規模保育事業	児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項	児童福祉法第 34 条の 17 第 1 項
事業所内保育事業	児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項	児童福祉法第 34 条の 17 第 1 項
母子生活支援施設	児童福祉法第 38 条	児童福祉法第 46 条第 1 項
養護老人ホーム	老人福祉法第 20 条の 4	老人福祉法第 18 条第 2 項
軽費老人ホーム	老人福祉法第 20 条の 6	社会福祉法第 70 条
特別養護老人ホーム	老人福祉法第 20 条の 5	老人福祉法第 18 条第 2 項

障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項	社会福祉法第70条
福祉ホーム	障害者総合支援法第5条第26項	障害者総合支援法第81条第1項
救護施設	生活保護法第38条第2項	生活保護法第44条第1項
特定教育・保育施設	子ども・子育て支援法第27条第1項	子ども・子育て支援法第14条第1項、 第38条第1項
特定地域型保育事業所	子ども・子育て支援法第29条第1項	第38条第1項

2 社会福祉法人に対する指導監査

高知市が所管する社会福祉法人は、高知市内に本部を置き、かつ、当該法人が経営する事業所がすべて高知市内に設置されているものとなります（高知市外でも事業を行っている法人は、都道府県の所管となります。）。

(1) 指導監査実績

	所管数	実施数	指摘件数
社会福祉法人	69	12	3

(2) 主な文書指摘内容

- 役員等の構成関係
 - ・ 理事の報酬等の額を定款または評議員会の決議により定めること。
- 評議員会関係
 - ・ 評議員会の招集通知は、理事会の決議を経た後、評議員会の1週間前までに、評議員に書面又は電磁的方法により通知を行うこと。
- 登記関係
 - ・ 組合等登記令に基づく登記は、法定期限内に行うこと（理事長の登記）。

3 保育所に対する指導監査

公立保育所は、2年に1回の頻度で実施しています。

民営保育所61施設の経営主体の内訳は、社会福祉法人60・一般社団法人1となっています。

(1) 指導監査実績

	所管数	実施数	指摘件数
公立保育所	23	11	2
民営保育所	61	61	6
(社会福祉法人)	60	60	5
(その他法人)	1	1	1

(2) 主な文書指摘内容

- 防災対策関係
 - ・ 消火訓練を月1回以上実施し、具体的な実施内容を記録すること。また、年2回以上、事前にその旨を消防機関に届出をすること。
- 会計関係
 - ・ 当期末支払資金残高は、当該年度の委託費収入の30%以下の保有とすること。

- ・経理規程第 12 条に定める会計帳簿は、それに関連する重要な資料も含め、会計帳簿の閉鎖の時から 10 年間保存すること。

○人員配置関係

- ・「高知市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第 34 条第 2 項に規定する保育士の必要配置数をすみやかに充足させ、利用乳幼児の適切な処遇を確保すること（保育士退職に伴い 1 人不足）。

4 認定こども園に対する指導監査

幼保連携型 5 施設の経営主体の内訳は学校法人 5、保育所型 7 施設の経営主体の内訳は株式会社 5・有限会社 2 となっています。

(1) 指導監査実績

	所管数	実施数	指摘件数
幼保連携型（学校法人）	5	5	2
保育所型	7	7	3
（株式会社）	5	5	2
（有限会社）	2	2	1

(2) 主な文書指摘内容

○ 防災対策関係

- ・非常災害を想定した避難訓練・消火訓練は、各々を 1 回以上実施し、記録を適切に残すこと。

○人員配置関係

- ・「高知市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第 34 条第 2 項に規定する保育士の必要配置数をすみやかに充足させ、利用乳幼児の適切な処遇を確保すること（保育士退職に伴い 1 人不足）。

5 家庭的保育事業等に対する指導監査

家庭的保育事業等は、小規模保育事業 11 事業所と事業所内保育事業 4 事業所となっています。

(1) 指導監査実績

	所管数	実施数	指摘件数
小規模保育事業	11	11	2
事業所内保育事業	4	4	3

(2) 主な文書指摘内容

○ 防災対策関係

- ・非常災害を想定した避難訓練・消火訓練は、各々を月 1 回以上実施し、記録を適切に残すこと。また、年 2 回以上、事前にその旨を消防機関に届出を行うこと。

6 母子生活支援施設に対する指導監査

令和元年度に実施した指導監査においては、文書指摘事項はありませんでした。

	所管数	実施数	指摘件数
母子生活支援施設	1	1	0

7 老人福祉施設に対する指導監査

老人福祉施設は、養護老人ホーム2施設、特別養護老人ホーム17施設、ケアハウス5施設、軽費老人ホーム1施設となっています。令和元年度に実施した指導監査においては、文書指摘事項はありませんでした。

	所管数	実施数	指摘件数
養護老人ホーム	2	1	0
特別養護老人ホーム	17	13	0
ケアハウス	5	3	0
軽費老人ホーム	1	1	0

8 障害者支援施設に対する指導監査

令和元年度は、指導監査の実施年度に該当しませんでした。

	所管数	実施数	指摘件数
障害者支援施設	4	0	0

9 救護施設に対する指導監査

(1) 指導監査実績

	所管数	実施数	指摘件数
救護施設	2	1	1

(2) 主な文書指摘内容

○ 施設運営関係

- ・ 処遇計画は、ケース会議の検討結果等を踏まえた上で策定すること。

10 特定教育・保育施設に対する確認監査

特定教育・保育施設は、民営保育所61施設、幼稚園（特定施設に限る）4施設、幼保連携型認定こども園5施設、保育所型認定こども園7施設、幼稚園型認定こども園9施設、地方裁量型認定こども園2施設となっています。令和元年度に実施した確認監査では、文書指摘事項はありませんでした。

	所管数	実施数	指摘件数
民営保育所	61	61	0
幼稚園（特定施設に限る）	4	4	0
幼保連携型認定こども園	5	5	0
保育所型認定こども園	7	7	0
幼稚園型認定こども園	9	1	0
地方裁量型認定こども園	2	0	0

11 特定地域型保育事業所に対する確認監査

特定地域型保育事業所は、小規模保育事業 11 事業所と事業所内保育事業 4 事業所となっています。

令和元年度に実施した確認監査においては、文書指摘事項はありませんでした。

	所管数	実施数	指摘件数
小規模保育事業	11	11	0
事業所内保育事業	4	4	0